

令和2年度 国民健康保険税についてのお知らせ

◎ 税率の変更について

令和元年度までの上毛町の税率は、県内で比較すると非常に低い税率で運営しており、国民健康保険財政の改善が必要となっていました。

皆様が安心して必要な医療を受けることができる制度を維持するためにも、下記のとおり令和2年度国民健康保険税の税率を変更しましたのでお知らせします。

	所得割		均等割		平等割	
	国保加入者の前年所得に応じて計算		国保加入者1人当りの額		1世帯当りの額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
医療分	7.1%	7.1%	18,000円	18,500円 (500円)	17,000円	17,400円 (400円)
後期高齢者支援分	2.4%	2.9%(0.5%)	6,000円	7,100円 (1,100円)	7,000円	8,300円 (1,300円)
介護保険分	1.5%	2.0%(0.5%)	5,000円	7,400円 (2,400円)	4,000円	5,300円 (1,300円)
合計	11.0%	12.0%(1.0%)	29,000円	33,000円 (4,000円)	28,000円	31,000円 (3,000円)

※()内は前年度からの増加分

◎ 令和2年度 税制改正による変更について

【軽減判定所得の基準額変更】5割軽減と2割軽減の対象範囲が拡充されました。

	令和元年度	令和2年度
7割軽減基準額	33万円(基礎控除額)	33万円(基礎控除額)
5割軽減基準額	33万円+28万円×被保険者数	33万円+ 28.5万円 ×被保険者数
2割軽減基準額	33万円+51万円×被保険者数	33万円+ 52万円 ×被保険者数

【課税限度額の変更】医療分と介護分の課税限度額が引き上げられました。

	令和元年度	令和2年度
医療分	61万円	63万円(2万円)
後期高齢者支援分	19万円	19万円
介護保険分	16万円	17万円(1万円)
合計	96万円	99万円(3万円)

●問い合わせ先 税額に関すること 税務課 TEL 72-3113(内線134)
制度に関すること 長寿福祉課 TEL 72-3188(内線217)

※()内は前年度からの増加分

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生委員・児童委員は、各市町村に置かれるボランティアで、住民の皆さんの最も身近な相談相手です。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなどさまざまな相談に応じています。

関係機関へのつなぎ役となり、高齢者などの見守り、子どもたちへの声かけなどを行ったりもしています。

この機会にぜひ民生委員・児童委員について関心を持っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)

証明書コンビニ交付サービス一時休止のお知らせ

システム保守点検のため、次の日程で証明書コンビニ交付サービスを一時休止します。休止時間帯は、コンビニで住民票などの証明書を取得できませんので、ご了承ください。

■休止時間
5月2日(土)～6日(水)の終日

●問い合わせ先 住民課 生活窓口係
TEL 72-3116(内線144、145)

上毛町独自の支援策として「緊急生活支援金」を給付します

上毛町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中、事態収束も見通せずに日々不安な生活を強いられている住民の方々に対し、迅速に、思い切った支援の手を差し伸べるため、独自の支援策として生活維持のため緊急に支援を行うこととしました。

※現在国が実施を予定している「特別定額給付金」(1人あたり一律10万円給付)につきましても別途準備を進めています。

- 支援額** 住民1人あたり一律 **20,000円**
- 支給対象者** 令和2年4月27日時点※1で上毛町の住民基本台帳に登録されている方
- 申請・受給者** 原則として住民基本台帳における世帯主の方
- 申請方法** 原則として郵送による申請を予定(準備ができ次第、申請書類を世帯主に郵送します)
- 申請期間** 申請の受け付け開始から6カ月以内
- 支給時期** 5月下旬以降(予定)

※1 町支援金(2万円)対象者となる基準日を、当初5月1日としていましたが、国の給付金(10万円)基準日が4月27日とされたため、町支援金の基準日を4月27日に変更しています。なお、基準日の変更により、転入、出生された方が対象外とならないように配慮いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により申告及び納付が困難となった方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により町税の申告及び納付が困難になった方は、役場税務課まで相談してください。納税が困難な法人についても同様です。

相談については、まず電話で状況をお知らせください。

軽自動車税(種別割)の減免申請期限を延長しました

軽自動車税(種別割)の減免申請については、広報こうげ4月号でお知らせしていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、下記のとおり延長していますので該当される方は、いましばらく申請をお待ちください。

申請期限 6月30日(火)まで
(延長前期限 6月1日)

その他の税制上の措置 その他、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制上の措置については、わかり次第ホームページでお知らせします。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線131、136)

2020年 工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。調査時点は2020年6月1日です。調査票へのご回答をお願いします。

※同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業などは、両調査にご回答をお願いします。

●問い合わせ先 総務課 総合窓口係 TEL 72-2111(内線311)

